

自動車NO_x・PM法の一部を改正する法律の概要

平成19年5月、局地汚染対策及び流入車対策を内容とする自動車NO_x・PM法の一部を改正する法律(平成19年法律第50号)が成立した(平成20年1月1日施行。)。同法の概要については以下のとおり。

1. 局地汚染対策

(1) 重点対策地区の指定

- 都道府県知事は、対策地域内で大気汚染が特に著しく、当該地区の実情に応じた対策を計画的に実施する必要がある地区を、重点対策地区として指定。

▶具体的には、対策地域内で長期にわたり二酸化窒素又は浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が達成されていない地区等を指定。

▶また、指定に当たっては、自動車交通や大気汚染の状況等地域の実情を把握。

(2) 重点対策計画の策定

- 都道府県知事は、指定した重点対策地区に関する重点対策計画を策定し、当該重点対策地区における大気汚染の防止を図るための対策を重点的に実施。

▶計画の策定・実施に当たっては、関係機関の連携の下、交差点の改良等及びそれらに併せた道路緑化・環境施設帯の整備等を含む地域の実情に応じた総合的な局地汚染の緩和に資する対策を推進。

(3) 建物の新設に関する措置

- 重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者は、都道府県知事に対して自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項等を届け出て、適正な配慮を実施。

▶新設に当たり届出が義務付けられる建物は、劇場、映画館、旅館、ホテル、飲食店、遊技場、店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場等の用途に供せられるものであって、都道府県の条例で定められる規模要件を満たすもの。

▶また、「自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項」とは、荷捌き場や駐停車場所等の整備等建物の用途や自動車の使用形態に応じて講ずる措置のほか、当該建物の利用者へのアイドリングストップや公共交通機関の利用の呼びかけ等の措置。

2. 流入車対策

(1) 指定地区・周辺地域の指定

- 環境大臣は、重点対策地区のうち流入車対策を推進することが必要な地区を、指定地区として指定。
- 環境大臣及び事業所管大臣は、対策地域の周辺の地域であって、その地域内に使用の本拠の位置を有する自動車指定地区内に相当程度流入している地域を、周辺地域として指定。

(2) 周辺地域内自動車に関する措置

① 周辺地域内事業者による計画作成等

周辺地域内に使用の本拠の位置を有する自動車(以下「周辺地域内自動車」という。)を使用する事業者(以下「周辺地域内事業者」という。)は、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制措置の実施に関する計画作成・提出し、毎年定期の報告を実施。

▶ 計画作成・提出及び定期の報告が義務付けられる周辺地域内事業者は、①周辺地域内自動車を30台以上保有しており、また、②①の自動車を指定地区内に年間300回以上の進入させているという両方の要件を満たすもの。

▶ 計画は、周辺地域内自動車の低公害車等への代替、周辺地域内自動車への排出ガス低減装置の装着、周辺地域内自動車の適正運転の実施等及び走行量削減のための措置等について策定し、定期の報告はこれらの措置の状況について実施。

▶ 計画期間は1年から5年程度とし、計画の目標年次は当該計画期間が満了する年次。

② 事業者の努力義務

- ・ 周辺地域内自動車を使用する事業者は、対策地域内を運行する場合には、排出基準の適合車を使用するよう努力。

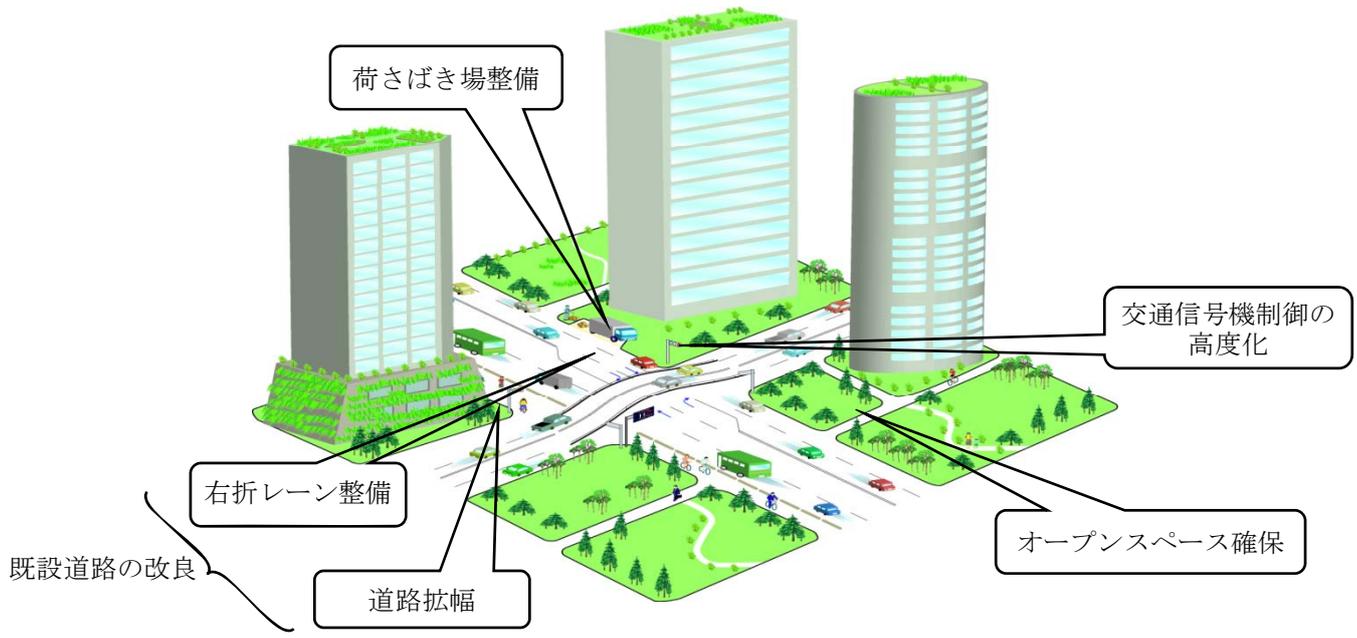
▶ 自動車を使用する事業者は、流入車を対策地域内で運行する場合には、排出基準の適合車を優先的に配車する取組を推進。

▶ また、排出基準の適合車については、ステッカーの利用等を推進。

- ・ このような事業者は、貨物の運送を継続して行わせる事業者は、輸送効率の向上等、貨物の運送に係る自動車排出窒素酸化物等の排出抑制に資するよう努力。

▶ 荷主等は、自動車を使用する事業者等と連携しつつ、ステッカーの確認による排出基準の適合車の使用の促進や、共同輸配送の促進、輸送頻度の削減等による車両走行量の削減等を推進。

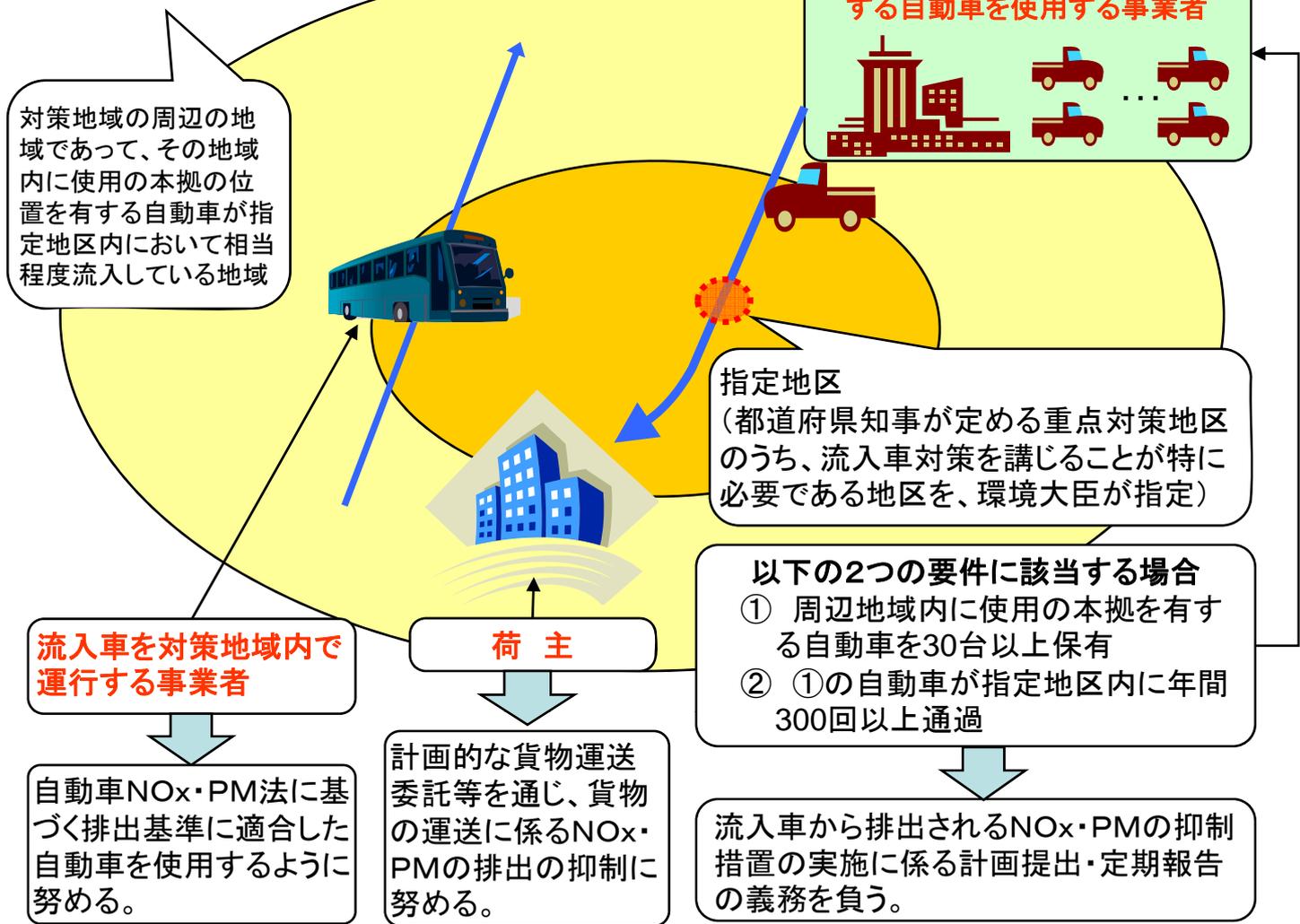
1. 局地汚染対策について



2. 流入車対策について

従来法に規定されている対策地域(範囲については変更なし。)

周辺地域



3. 自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度について

1. 制度の概要

排出ガス低減性能の高い自動車の一般消費者の関心と理解を深め、その普及を促進するとともに、自動車NOx・PM法の対策地域内において、同法に基づく排出基準の適合車の使用を促進するため、排出基準に適合している全国のトラック・バス等を対象にステッカーを貼付する（平成20年1月1日施行）。

2. ステッカーのデザイン

NOx・PM法適合（新長期）とNOx・PM法適合の2種類



3. ステッカーの交付対象自動車の範囲

- ①対象地域：全国
- ②対象車種：車両総重量3.5t超のディーゼル車を中心に乗用車以外を対象
- ③既存の国の排出ガスステッカー（平成17年基準NOx10%低減等）は自動車NOx・PM法適合車ステッカーとして活用

自動車NO_x・PM法の一部を改正する法律等の概要

【1. 法律関係】

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成19年法律第50号）

(1) 局地汚染対策

① 重点対策地区の指定

都道府県知事は、対策地域内で大気汚染が特に著しく、当該地区の実情に応じた対策を計画的に実施する必要がある地区を、重点対策地区として指定。

② 重点対策計画の策定

都道府県知事は、指定した重点対策地区に関する重点対策計画を策定し、当該重点対策地区における自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るための対策を重点的に実施。

③ 建物の新設に関する措置

重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる程度の大きい用途（以下「特定用途」という。）に供される建物を新設する者は、当該重点対策地区に関して策定された重点対策計画を踏まえ、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項等を届け出て適正な配慮を実施。

(2) 流入車対策

① 指定地区・周辺地域の指定

- ・ 環境大臣は、重点対策地区のうち流入車対策を推進することが必要な地区を指定地区として指定。
- ・ 環境大臣及び事業所管大臣は、対策地域の周辺の地域であって、その地域内に使用の本拠の位置を有する自動車指定地区内に相当程度流入している地域を周辺地域として指定。

② 周辺地域内自動車に関する措置

ア) 周辺地域内事業者による計画作成等

周辺地域内に使用の本拠の位置を有する自動車（以下「周辺地域内自動車」という。）を使用する一定の事業者（以下「周辺地域内事業者」という。）は、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制措置の実施に関する計画を作成・提出し、毎年定期の報告を実施。

イ) 事業者の努力義務

周辺地域内自動車を使用する事業者は、対策地域内を運行する場合には、排出基準適合車を使用するよう努力。また、このような事業者に貨物の運送を継続して行わせる事業者は、輸送効率の向上等、貨物の運送に係る自動車排出窒素酸化物等の排出抑制に資するよう努力。

【2. 政令関係】

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成19年政令第258号）

- 施行期日
施行期日は、平成20年1月1日とする。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第259号）

（1）特定用途

新設に当たり届出が義務付けられる建物の特定用途は、劇場、映画館、旅館、ホテル、飲食店、遊技場、店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場等とする。

（2）周辺地域内自動車の台数

周辺地域内事業者に該当する要件としての周辺地域内自動車の保有台数は、30台とする。

【3. 省令関係】

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成19年環境省令第19号）

- 特定建物の新設に関する届出方法
特定建物の新設に関する届出は、当該新設をする者がするものとし、その者が2人以上である場合には、これらの者の全部又は一部が共同してすることができることとする。

周辺地域内自動車の指定地区内における運行回数の算定方法を定める命令（平成19年内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省令第3号）

（1）運行回数の算定方法

① 算定方法

周辺地域内自動車を指定地区内において運行する回数の算定方法は、周辺地域内自動車を指定地区に進入させる回数とし、指定地区ごとに算定するものとする。

② 算定期間

運行回数の算定期間は、周辺地域内自動車を使用する事業者が、周辺地域内自動車の保有台数を満たすこととなった日の属する月の翌月の初日から1年ごととする。

(2) 周辺地域内自動車の運行回数

周辺地域内事業者に該当する要件としての周辺地域内自動車の指定地区内における運行回数は、300回とする。

自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令（同第2号）等

(1) 周辺地域内自動車を使用する事業者による計画の内容

① 計画の内容

周辺地域内自動車を指定地区内において使用する事業者による計画は、以下の事項等について定めることとする。

- ・ 周辺地域内自動車の低公害車等への代替に関する計画
- ・ 周辺地域内自動車に対する排出ガス低減装置の装着に関する計画
- ・ 周辺地域内自動車の適正運転の実施等に関する計画
- ・ 周辺地域内自動車の走行量削減のための措置に関する計画

② 計画期間及び目標年次

計画期間は1年から5年程度とし、計画の目標年次は計画期間が満了する年次とする。

(2) 定期の報告の内容

定期の報告は、前年度における以下の事項等について行うこととする。

- ・ 周辺地域内自動車の低公害車等への代替の状況
- ・ 周辺地域内自動車に対する排出ガス低減装置の装着の状況
- ・ 周辺地域内自動車の指定地区内における適正運転の実施等の状況
- ・ 周辺地域内自動車の指定地区内における走行量の削減のための措置の状況

【4. 基本方針関係】

自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の変更について（平成20年1月25日閣議決定）

(1) 流入車の排出基準適合車への転換の促進

流入車を車種規制適合車とするよう、また、ステッカーの利用等により車種規制適合車であることを表示するよう、その使用者に対する啓発活動を行うこと。

(2) 局地汚染対策の推進

- ・ 関係機関の連携の下、交差点の改良等及びそれらに併せた道路緑化・環境施設帯の整備等を含む地域の実情に応じた総合的な局地汚染対策を推進すること。

- ・ 重点対策地区内の建物の設置者に対し、荷捌き場や駐停車場所等の整備等の措置を建物の用途等に応じて講ずるほか、当該建物の利用者へのアイドリングストップや公共交通機関の利用の呼びかけ等の措置を講じるよう、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制の配慮を促すこと。
- (3) 重点対策地区の指定に関する基本的事項
- 対策地域内で長期にわたりNO₂等に係る大気環境基準が達成されていない地区等を指定すること。
- (4) 地球温暖化対策との連携
- 排出ガス対策は温暖化対策にも資することに配慮し推進すること。
- (5) 事業者による排出量の抑制のための措置
- ・ 自動車を使用する事業者は、ステッカーの利用等を進めること。特に、流入車を対策地域内で運行する場合には、車種規制適合車を優先的に配車すること。
 - ・ 荷主等は、自動車を使用する事業者等と連携しつつ、ステッカーの確認による車種規制適合車の使用の促進や、共同輸配送の促進、輸送頻度の削減等による車両走行量の削減等に取り組むこと。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における 総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の制定経過

- 平成19年 2月23日
- ・中央環境審議会大気環境部会「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について（最終報告）」取りまとめ
 - ・中央環境審議会会長から意見具申
- 3月9日
- ・法案を閣議決定
- 5月11日
- ・法案を可決、成立
- 5月18日
- ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（平成19年法律第50号）公布
- 8月10日
- ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成19年政令第258号）公布（平成20年1月1日施行。）
 - ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」（平成19年政令第259号）公布（特定用途及び周辺地域内自動車の台数要件を定める。）
- 8月21日
- ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」（平成19年環境省令第19号）公布（特定建物の届出方法を定める。）
 - ・「周辺地域内自動車の指定地区内における運行回数の算定方法等を定める命令」（平成19年内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省令第3号）告示（周辺地域内自動車の運行回数要件を定める。）
 - ・「自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令」（同第2号）公布（周辺地域内自動車に関する計画・報告内容を定める。）
 - ・「自動車運送事業者等に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める省令の一部を改正する省令」（平成19年国土交通・環境省令第1号）公布（同上）
- 平成20年 1月1日
- ・改正法令施行
- 1月25日
- ・「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の変更について」を閣議決定
- 2月上旬
- ・「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針の変更について」告示（予定）
- 2月中旬
- ・「自動車運送事業者等以外の事業者の判断の基準となるべき事項」告示（予定）
 - ・「自動車運送事業者等の判断の基準となるべき事項」告示（予定）